

平成31年度  
第1回八幡平市農業委員会総会  
議 事 録

平成31年 4月23日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

平成31年度第1回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	平成31年4月17日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	平成31年4月17日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	平成31年4月23日 13時33分			議長	山本 範夫
	閉会	平成31年4月23日 14時43分			議長	山本 範夫
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員  出席 16名 欠席 3名  凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	三浦 美恵子	○	11	藤村 勇三	○
	2	日戸 重雄	○	12	立柳 優	○
	3	小山田 和義	○	13	高橋 由則	○
	4	高橋 正志	▲	14	古川 美枝子	○
	5	國司 功	○	15	藤原 純子	○
	6	大森 直子	○	16	松村 勝彦	○
	7	熊澤 威人	○	17	竹田 和夫	△
	8	伊藤 友美	▲	18	石羽根 正志	○
	9	菊田 健生	▲	19	山本 範夫	○
10	中村 一彦	○				

遅延：議席番号17 竹田和夫 14:16着席 第4号議案より出席

議事録署名委員	議席番号 1番	三浦 美恵子	議席番号 2番	日戸 重雄
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事務局 長	遠 藤 竹 弥		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立 花 浩		
	農地調整係長	根 守 緑		
	農地調整係主事	古 川 忠 彦		
	農地調整係主事	高 橋 彩 斗		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

## 1 開会（13時33分）

### 事務局（遠藤事務局長）

御起立をお願いします。相互に礼をお願いします。礼。

（礼）

それでは、農業委員会憲章の唱和を行います。総会資料の表紙の裏のページをご覧ください。憲章前文の朗読を議席番号 10 番 中村一彦 委員をお願いします。朗読のあとに引き続き全員でご唱和願います。それでは中村委員お願いいたします。

（全員で唱和）

ありがとうございました。ご着席願います。

（全員着席）

本日、欠席となりました委員の報告をいたします。総会資料の2ページをお開き願います。欠席委員の報告をいたします。議席番号4番 高橋正志 委員が他の会議出席のため欠席、議席番号8番 伊藤友美 委員が体調不良のため、議席番号9番 菊田健生 委員、所用のため、それぞれ欠席との報告を受けております。なお、議席番号17番の竹田和夫 委員は所用のため、遅れての出席となると連絡を受けております。以上、現在のところ、4名の欠席となっております。本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

それでは、会長、進行よろしくをお願いします。

### 議長（山本会長）

ただ今から平成31年度八幡平市農業委員会第1回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中15名であります。定足数に達しておりますので会議は成立いたします。

## 2 議事録署名人の選任

### 議長（山本会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

### 議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には1番 三浦美恵子 委員と2番 日戸重雄 委員を指名いたします。

## 3 会期の決定

### 議長（山本会長）

次に、平成31年度八幡平市農業委員会第1回総会の会期についてお諮りいたします。

第1回総会の会期は平成31年4月23日、1日間とすることにしたいと思います。ご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### 議長 (山本会長)

異議なしと認めます。よって、平成 31 年度第 1 回総会の会期は、平成 31 年 4 月 23 日の 1 日間とすることに決定いたしました。

### 4 報告

#### 議長 (山本会長)

次に、事務局から平成 31 年度第 1 回の運営委員会報告を行います。

#### 事務局 (立花事務局長補佐)

それでは、平成 31 年度第 1 回運営委員会報告を致します。総会資料の 3 ページをお開き下さい。平成 31 年 4 月 10 日(水)午前 10 時から八幡平市役所 3 階大会議室におきまして行われました。はじめに報告及び連絡となります。次第のとおり、5 項目の報告及び連絡を行いました。内容について、ご報告をいたします。要点のみとさせていただきます。4 ページの左上、「3 報告・連絡事項」となります。

1 項目め。平成 31 年 4 月以降の主な会議・日程等についてとなります。内容について、事務局から説明を行いました。関係する質疑内容と回答内容を記載しております。

2 項目め。平成 31 年度農業委員会事務局職員体制についてとなります。定期人事異動に伴う事務局体制の説明を行いました。

3 項目め。平成 31 年度農業委員会予算及び主要事業概要についてとなります。関係する質疑内容と回答内容を記載しております。

4 項目め。平成 30 年度利用意向調査結果についてとなります。調査結果の内容について事務局から報告を行いました。改めまして本日の第 1 回農業委員会議会の報告・連絡事項で事務局より調査結果の報告を行うこととしております。次のページの左上となります。

5 項目め。平成 31 年度「農地の日」の取り組みについてとなります。内容について事務局から説明を行いました。また、今年度は農業委員及び推進委員を含めた 46 名による活動となるため、各地区調査会で取り組み内容の協議を行うよう、運営委員の皆様へ依頼を行いました。関係する質疑内容と回答内容を記載しております。

続きまして「4 協議事項」となります。6 項目の協議を行いました。それでは、協議内容についてご説明をいたします。要点のみとさせていただきます。

協議事項 1 項目め。平成 31 年度農業委員会活動計画についてとなります。内容について協議を行い、事務局案のとおり決定されましたが、改めまして本日の第 1 回農業委員会議会の協議で委員の皆様よりご協議いただく事としております。

2 項目め。平成 31 年度における農業委員会総会等の運営についてとなります。内容について協議を行い運営委員会において決定されました事項につきまして、本日の第 1 回農業委員会議会の報告・連絡事項で事務局より報告を行う事としております。また、本日の会議等時間表でお知らせしておりましたが、第 1 回農業委員会議会の後に農業委員活動報告書の作成説明会を行う事とし

ました。

運営委員より、活動報告書の提出についての理解を深めるために、該当する項目の説明や書き方についての説明が必要である、との要望を受けて行うものです。8ページの左中ほどとなります。

3項目め。平成31年度における現地確認用タブレット端末の運用についてとなります。内容について協議を行い、事務局案のとおり決定されましたが、改めまして、本日の第1回農業委員会議の報告・連絡事項で事務局より報告を行う事としております。次のページの左中ほどとなります。

4項目め。平成31年度農地利用最適化推進活動の予定についてとなります。内容について協議を行い、事務局案のとおり決定されましたが、こちらも改めまして、本日の第1回農業委員会議の報告・連絡事項で事務局より報告を行う事としております。

5項目め。農業委員の辞任についてとなります。辞任の同意について協議を行ったところ、運営委員全員が同意をし、本日、農業委員会として辞任に同意をするか審議を行うため、第1回総会に提案する事となりました。

6項目め。平成31年度第1回総会についてとなります。本日の第1回総会の運営について協議を行い、午後1時30分からの開催と決定され農業委員の皆様にご通知をいたしたところです。また、議案内容についてもご協議いただき、本日の議案の提出となるものでございます。

続きまして、10ページの左下「5その他」となります。要点のみとさせていただきます。農業委員の辞任による、今後の活動についての見通しについて報告が出されました。次に、農業新聞の購読の取り組みに対する要望等が出されました。続きまして、事務局から1件の事務連絡を行ったところでございます。内容を記載しておりますので、後ほどご一読お願いいたします。

以上、平成31年度第1回運営委員会において協議決定したので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。平成31年4月23日 運営委員長 山本範夫、以上となります。

#### **議長（山本会長）**

ただいまの「平成31年度第1回の運営委員会会議報告」につきまして、何か聞きたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

#### **議長（山本会長）**

無いようですので、次に進みます。次に、農地法に関する業務報告を行います。

#### **事務局（根守農地調整係長）**

それでは、会議資料の12ページをご覧ください。

平成31年3月25日から平成31年4月22日までの業務報告をさせていただきます。

1) から8) までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。続きまして、9) の総会案件に係る現地調査でございます。現地調査の調査日は4月12日の金曜日でございます。15件の現地調査を行いました。当日の調査委員は、4番委員 高橋正志 委員、5番委員 國司功 委員、7番委員 熊澤威人 委員の3名でございます。

す。また、事務局からは遠藤事務局長、古川忠彦主事、高橋主事の3名が随行しております。のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただいまの報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。それでは、業務報告は以上となります。

#### 議長（山本会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。ございませんか。

（「なし」の声あり）

#### 議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問等のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようにお願いします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

### 5 議事

#### 議長（山本会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

#### ○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

#### 議長（山本会長）

議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

#### 事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は5件となっております。

申請番号1、松尾寄木第10地割8-2、田、648㎡を含む12筆15,042㎡です。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地は今まで譲受人が水稻や牧草を作付していた農地です。権利設定後も同様に作付予定とのことでした。

申請番号2、平笠第24地割659-2、畑、12,795㎡です。使用貸借権の設定です。譲受側は、新規取得となり、農地所有適格法人要件審査書類一式と営農計画書が提出されております。農作業従事者は3人、年間従事日数は300日、主な機械の所有状況は「トラクター1台、トラック1台」と営農計画書が提出されています。以上のことから、効率的に利用するものと考えられます。権利設定する農地面積は、12,795㎡ですので、下限面積要件も満たされております。また、審査の結果、法人形態要件、事業要件、構成員・議決権要件、役員要件の4つの農地所有適格法人の

要件も満たしております。申請地は今まで、牧草等を作付していた農地です。権利取得後は野菜を作付予定とのことでした。

申請番号3、田頭第25地割4-2、畑、976㎡です。売買による所有権移転です。申請地は今まで譲渡人が野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことでした。

申請番号4、大面平67、田、1,483㎡を含む7筆11,130㎡です。売買による所有権の移転になります。申請地は今まで水稻を作付けしていた農地です。権利取得後は水稻及びりんどうを作付予定とのことでした。

申請番号5、松尾寄木第15地割500、田、1,193㎡を含む20筆19,259㎡です。生前一括贈与による親子間の所有権の移転です。申請地は今まで水稻を作付けしていた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことでした。

申請地の明細については3ページから4ページの申請筆別明細をご覧ください。併せて、関係資料の1ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、審議のほどよろしくお願いたします。

## 議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に現地調査結果の報告を議席番号5番 國司功 委員にお願いいたします。

## 5番（國司委員）

はい、5番委員の國司です。

申請番号1番ですが、位置は、寄木小学校を中心に約2.7km以内に点在しております。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地はこれまで、譲渡人が水稻を作付していた農地です。権利取得後は水稻と牧草を作付予定とのことです。

次に、申請番号2番ですが、位置は、平笠小学校から南西へ約2.1kmの地点です。使用貸借権の設定です。申請地はこれまで、譲渡人が野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号3番ですが、位置は、田頭小学校から西へ約200mの地点です。売買による所有権の移転です。申請地はこれまで、譲渡人が野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号4番ですが、位置は、田山スキー場から東へ約1.3km内に点在しております。売買による所有権の移転です。申請地はこれまで、譲渡人が水稻を作付していた農地です。権利取得後は水稻とりんどうを作付予定とのことです。

申請番号5番ですが、位置は、寄木小学校を中心に約1.3kmの地内に点在、および、松尾中学校から南西へ約720m内に点在しております。贈与による親子間の所有権移転です。申請地はこれまで、世帯で水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、「許可相当」と判断してまいりました。以上です。

## 議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。

これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

## 議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

## 議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

## 議長（山本会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』と決定いたしました。

## ○議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

### 議長（山本会長）

次に、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

## 事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の6ページをお開きください。今月の申請は7件となっております。

申請番号1と2番は関係がありますので一括で説明させていただきます。

申請番号1、大更第36地割469-4、田、505㎡、申請番号2、大更第36地割468-7、田、428㎡。転用の目的は、賃貸借の設定による駐車場の敷設となっております。内容は、駐車場が計画されております。

申請番号3、大更第18地割157-5、畑、332㎡を含む2筆631㎡です。転用の目的は、売買による一般住宅の建設となっております。内容は、居宅1棟、駐車場、道路が計画されております。

申請番号4、大更第19地割21-3、畑、276㎡を含む2筆2,562㎡でございます。転用の目的は、売買による宅地造成工事となっております。内容は、分譲住宅8区画と道路が計画されております。

申請番号5、大更第26地割200-1、田、360㎡。転用の目的は、売買による資材置場の敷設

となっております。内容は、資材置場、進入路が計画されております。

申請番号6、松尾寄木第32地割242-5、田、274㎡でございます。転用の目的は、親子間の贈与による一般住宅の建設となっております。内容は、居宅1棟、駐車場が計画されております。

申請番号7、帷子第5地割39-121、畑、9,990㎡でございます。転用の目的は、親子間の贈与による農業用施設の建設となっております。内容は、畜舎1棟、堆肥舎等が計画されております。

関係資料の3ページと4ページをご覧ください。

申請地の農地区分ですが、申請番号1と2ともに、平成30年10月25日開催の第6回総会において農業振興地域整備計画の一部変更でご協議いただきました案件となり、平成31年1月31日づけで農用地から除外が決定しており、除外後は2件ともに10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。

申請番号3番と4番は都市計画法上の用途指定地域に該当することから第3種農地と判断されます。

申請番号5番と6番は10ha以上の一団の農地に該当することから第1種農地と判断されます。

申請番号7番は平成30年4月25日開催の第150回農地部会において農業振興地域整備計画の一部変更でご協議いただいた案件となり、平成30年5月2日づけで農振法に規定する農業用施設用地内への変更が決定しております。

続きまして例外規定ですが、申請番号1番と2番、5番に関しては、第1種農地となりますが、既存事業の2分の1までの拡張は認められており、申請番号1番と2番は既存事業が1,929㎡に対し、申請面積の合計が933㎡であること、申請番号5番は既存事業が2,150㎡に対し、申請面積が360㎡であることから例外規定の既存事業の拡張に該当しております。

申請番号3番と4番は都市計画法上の用途指定地域に該当することから第3種農地となり、第3種農地は原則許可となっております。

申請番号6番は第1種農地となりますが、集落接続に該当することが確認されております。

申請番号7番は農振法に規定する農業用施設用地内の農地となりますが、農業用施設に限り転用が認められております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## 議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。次に現地調査結果の報告を議席番号5番 國司功 委員にお願いいたします。

## 5番（國司委員）

5番委員の國司です。

申請番号1番と2番ですが、関連がありますので一括で報告させていただきます。位置は、西根総合支所から東へ約900mの地点です。転用の目的は、賃貸借権の設定による駐車場の敷設です。現況は、田で自己保全管理されておりました。申請土地は、既存のコンビニエンスストアの隣地で昼時や休日は店舗利用者で満車状態になるため、駐車場を拡張したいことから選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、既存事業の拡張に該当することが確認されております。

申請番号3番ですが、位置は、大更小学校から西へ約600mの地点です。転用の目的は、売買による一般住宅の建設です。現況は、畑で自己保全管理されておりました。申請土地は、利便性も良く土地所有者との合意ができたことから選定したとのことでした。申請地は、都市計画法上の用途地域内にある農地で第3種農地と判断され、第3種農地は、原則許可となっております。

申請番号4番ですが、位置は、大更小学校から南へ約600mの地点です。転用の目的は、売買による宅地造成工事です。現況は、田で自己保全管理されておりました。申請土地は、平成25年に完了した宅地造成工事の隣地で新たに宅地造成し、利活用するため選定したとのことでした。申請地は、都市計画法上の用途地域内にある農地で第3種農地と判断され、第3種農地は、原則許可となっております。

申請番号5番ですが、位置は、大更小学校から北へ約200mの地点です。転用の目的は、売買による資材置場の敷設です。現況は、田で自己保全管理されておりました。申請土地は、既存の資材置場の隣地で業務増大により新たに資材置場の確保が必要なことから選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、既存事業の拡張に該当することが確認されております。

申請番号6番ですが、位置は、寄木小学校から西へ約700mの地点です。転用の目的は、親子間の贈与による一般住宅の建設です。現況は、田で自己保全管理されておりました。申請土地は、申請者の父の土地で他に建設できる土地がないことから選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続して建設されることが確認されております。

申請番号7番ですが、位置は、寺田小学校から東へ約2.4kmの地点です。転用の目的は、親子間の贈与による農業用施設の建設です。現況は、畑で牧草地として管理されておりました。申請土地は、周辺への悪臭等の影響が少ない場所で検討を行い、農地の団地化及び集積化に影響を与えないことから選定したとのことでした。申請地の農地区分は、農振法に規定する農業用施設用地内の農地となります。例外規定ですが、農業用施設に限り転用が認められております。

いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものでは無いことから、「許可相当」と判断して参りました。以上です。

#### 議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

#### 議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

## 議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

## 議長（山本会長）

よって、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

## ○議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

### 議長（山本会長）

次に、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

### 事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の10ページをお開きください。今月の申請は2件となっております。関係資料5ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認お願いいたします。

申請番号1、平笠第6地割72-2、田、915㎡でございます。現況は、牛舎、物置があり宅地として利用されておりました。

申請番号2、田沢42、田、1,003㎡でございます。現況は、自宅があり宅地として利用されておりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### 議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号5番 國司功 委員にお願いします。

### 5番（國司委員）

はい、5番委員の國司功です。

申請番号1番ですが、位置は平笠小学校から西へ約1kmの地点です。現況は、牛舎、物置があり宅地として利用されておりました。申請地は、平成10年頃に農業用の作業小屋を建て利用しており、転用の許可は必要ないと思込み、手続きを怠っていたとのことでした。

申請番号2番ですが、位置は、田山スキー場から東へ約1.8kmの地点です。現況は、自宅があり宅地として利用されておりました。申請地は、昭和30年頃、申請人の亡くなった父が地目を確認せずに建築し、農地法の許可が必要なことを知らなかったとのことでした。

いずれの農地も、非農地化され20年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから「許可相当」と判断してまいりました。以上です。

### 議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。  
質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

#### 議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

#### 議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

#### 議長（山本会長）

よって、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

#### ○議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』

##### 議長（山本会長）

次に、議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

##### 事務局（高橋主事）

(提案理由朗読後、内容説明)

12ページをご覧ください。今月の申請は、26件となっております。

初めに、賃貸借権の設定です。

申請番号1、平館第6地割90-11、畑、383㎡を含む22筆20,722㎡です。申請番号2、平館第11地割49、田、324㎡を含む11筆5,631㎡です。申請番号3、堀切第6地割3-2、田、491㎡を含む14筆16,733㎡です。申請番号4、松尾第9地割141、田、1,368㎡を含む3筆4,503㎡です。申請番号5、野駄第27地割444、畑、5,412㎡です。申請番号6、瀬ノ沢32、田、1,172㎡を含む3筆10,196㎡です。申請番号7、田頭第7地割233-1、田、291㎡を含む3筆5,364㎡です。申請番号8、荒木田第10地割23-1、田、1,109㎡を含む2筆1,432㎡です。申請番号9、荒木田第6地割15-1、田、3,047㎡を含む10筆17,785㎡です。申請番号10、上関第3地割40-2、田、575㎡を含む13筆14,422㎡です。申請番号8から10までは譲受側は、新規取得となり、農地所有適格法人要件審査書類一式と営農計画書が提出されております。農作業従事者は39人、年間従事日数は240日、主な機械の所有状況は「トラクター4台、トラック5台、コンバイン3台ほか」と出されております。以上のことから、効率的に利用するものと考えられ

ます。権利設定する農地面積は、33,639 m<sup>2</sup>ですので、下限面積要件も満たされております。また、審査の結果、法人形態要件、事業要件、構成員・議決権要件、役員要件の4つの農地所有適格法人の要件も満たしております。

続きまして、使用貸借権の設定です。

申請番号 11、田頭第 34 地割 28、田、324 m<sup>2</sup>を含む 2 筆 751 m<sup>2</sup>です。申請番号 12、田頭第 17 地割 182 - 2、田、951 m<sup>2</sup>を含む 2 筆 2,449 m<sup>2</sup>です。申請番号 13、田頭第 7 地割 268、田、1,035 m<sup>2</sup>を含む 3 筆 2,855 m<sup>2</sup>です。申請番号 14、田頭第 7 地割 199、田、2,053 m<sup>2</sup>を含む 2 筆 3,008 m<sup>2</sup>です。申請番号 15、田頭第 18 地割 38、田、2,990 m<sup>2</sup>を含む 2 筆 4,509 m<sup>2</sup>です。申請番号 16、上関第 3 地割 29 - 1、田、1,931 m<sup>2</sup>を含む 3 筆 4,314 m<sup>2</sup>です。申請番号 17、平館第 1 地割 164、畑、1,555 m<sup>2</sup>です。申請番号 18、野駄第 5 地割 70、畑、3,785 m<sup>2</sup>です。なお、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。申請番号 19、新田 236、田、2,899 m<sup>2</sup>です。申請番号 20、荒屋新町 371、田、1,179 m<sup>2</sup>です。申請番号 21、平館第 1 地割 257 - 1、田、486 m<sup>2</sup>を含む 13 筆 8,110 m<sup>2</sup>です。なお、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

続きまして、売買による所有権の移転です。

申請番号 22、田頭第 32 地割 110、田、988 m<sup>2</sup>を含む 4 筆 2,822 m<sup>2</sup>です。申請番号 23、松尾第 6 地割 99、田、791 m<sup>2</sup>を含む 10 筆 11,035 m<sup>2</sup>です。申請番号 24、西根寺田第 25 地割 22 - 2、畑、9,976 m<sup>2</sup>です。

最後に、中間管理事業を活用した所有権移転です。

申請番号 25、帷子第 15 地割 149、田、1,117 m<sup>2</sup>を含む 7 筆 18,659 m<sup>2</sup>です。申請番号 26、帷子第 8 地割 174、田、1,297 m<sup>2</sup>を含む 2 筆 3,210 m<sup>2</sup>です。

申請地の明細については、17 ページから 20 ページまでの申請筆別明細をご覧ください。

今回の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上、審議のほどよろしくお願いたします。

### 議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。これより、なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 17 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議します。それでは、申請番号 8 番、9 番、10 番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 10 番 中村一彦 委員の退席を求めます。

（10 番 中村一彦 委員 退席）

### 議長（山本会長）

これより、申請番号 8、9、10 番の案件について質疑・討論に入ります。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（山本会長）**

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、これより、申請番号 8、9、10 番の案件について採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

**議長（山本会長）**

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

**議長（山本会長）**

よって、申請番号 8、9、10 番の案件については、『可』とすることに決定いたしました。ここで、議席番号 10 番 中村一彦 委員の着席を求めます。

（10 番 中村一彦 委員 着席）

**議長（山本会長）**

これより、申請番号 8、9、10 番を除く議案第 4 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（山本会長）**

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号 8、9、10 番を除く議案第 4 号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

**議長（山本会長）**

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

**議長（山本会長）**

よって、申請番号 8、9、10 番を除く議案第 4 号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

## ○議案第5号『農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて』

### 議長（山本会長）

次に、議案第5号『農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

### 事務局（根守係長）

議案説明の前に、議案書の訂正をお願いいたします。本日、お配りしております資料で22ページ、23ページが抜けている資料が配布となっておりますので、ただいまから配布させていただきます。ページが抜けている委員の方は、すみませんが手を挙げてお知らせください。

大変ご迷惑をおかけいたしました。

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の22ページをご覧ください。今月の権利移動のあっせん申請は、売渡のあっせんが2件と貸借のあっせんが1件の合計3件です。

申請番号1、大更第38地割49-1、田、1,628㎡を含む2筆3,548㎡です。

申請番号2、帷子第11地割62、田、965㎡を含む8筆7,463㎡です。

申請番号3、松尾寄木第13地割246、畑、361㎡を含む12筆13,945㎡です。

続いて、申請の内容について説明いたします。

関係資料の40ページをお開きください。申請番号1ですが、位置は、西根総合支所から北東へ約2.2km地内に点在しております。申請地は、自己保全管理をしている農地です。申請者は高齢の1人世帯で施設入所しており、後継者はなく、親族の方が管理しているため、あっせんを申し出ました。売買を希望しております。時期、価格については相手方と相談をして決めたいとのことです。契約が成立するまでは、自己保全管理を続けていくとのことです。

関係資料の45ページをお開きください。申請番号2ですが、位置は、寺田小学校から南へ約1.1kmとなります。申請地は一昨年まで基盤法での賃貸借権が設定されておりましたが更新しないということで昨年は自己保全管理していた農地です。高齢に伴い、農業経営規模を縮小したいと考えていることから、あっせんを申し出ました。売買を希望しておりますが、貸借でも構わないということです。時期、価格については相手方と相談をして決めたいとのことです。契約が成立するまでは、自己保全管理を続けていくとのことです。

関係資料の48ページをお開きください。申請番号3ですが、位置は、寄木小学校から南西へ約1.9kmとなります。申請地は、昨年まで世帯で水稻等を作付けしておりました。子はおりますが会社勤めのため、農業を後継する者がなく、自身も高齢となったので、離農することとし、あっせんを申し出ました。貸借を希望しており、時期、価格については相手方と相談をして決めたいとのことです。契約が成立するまでは、自己保全管理を続けていくということです。

併せて、関係資料の6ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。以上、よろしく願いいたします。

### 議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。これより、議案第5号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

### 議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑を終わります。それでは、この申し出の「農地あっせん」を行うこととして決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

### 議長（山本会長）

起立全員です。お座りいただきます。

（全員着席）

### 議長（山本会長）

よって、議案第5号『農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて』は、農地移動適正化あっせん事業実施要領4に基づく「農地あっせん」を行うことに決定されました。

これより、「あっせん委員の指名について」をお諮りいたします。

本案のあっせん農地は、全地域に該当しますので、それぞれ地区の方々があっせん委員になることが望ましいと思いますが、どなたにお願いしたらよろしいでしょうか。

はい、1番 三浦 委員。

### 1番（三浦委員）

1番の三浦美恵子です。

申請番号1番は、西根南地区の属地となりますので、議案番号2番 日戸重雄 委員と議席番号16番 松村勝彦 委員の二人で受けたいと思います。委員の皆さんにも情報がありましたら、私どもへ提供していただきたいと思います。よろしくお願いたします。

### 10番（中村委員）

10番の中村一彦です。

申請番号2番ですが、あっせん農地は西根北地区の属地となりますので、議席番号7番 熊澤威人 委員と私の二人で受けたいと思います。皆さんにおかれましても情報がありましたら、私どもへよろしくお願いたします。

### 12番（立柳委員）

12番の立柳優です。

申請番号3番ですが、あっせん農地は松尾地区の属地となりますので、議席番号18番 石羽根正志 委員と私の二人で受けたいと思います。なお、委員の皆さんも情報がありましたら、私どもへ提供いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

### 議長（山本会長）

それでは、農地移動適正化あっせん事業実施要項8に基づきまして、「あっせん委員」には、申請番号1番、西根南地区、16番 松村勝彦 委員、2番 日戸重雄 委員にお願いします。申請番号2番、西根北地区、7番 熊澤威人 委員、10番 中村一彦 委員にお願いします。申請番号3番、松尾地区、12番 立柳優 委員、18番 石羽根正志 委員を指名します。

議案第8号『農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて』は、以上のように決定いたしました。他の委員の皆様におかれましても、この「あっせん農地」に係る「情報提供」のご協力をお願いいたします。

## ○議案第6号『農業委員会委員の辞任に関し同意を求めることについて』

### 議長（山本会長）

それでは、次の議案の審議を行います。事務局より、八幡平市農業委員の辞任の経過の説明を求めます。

### 事務局（立花事務局長補佐）

それでは、議案第6号に先立ちまして、八幡平市農業委員会委員の辞任の経過の説明をいたします。総会資料の14ページをお開き下さい。辞任願となります。先月の3月27日付で、ご本人から書面により市長部局である農林課に辞任願の提出がされ、3月29日付で受理がされております。次のページをお開き下さい。辞任理由となります。ご本人の健康上の理由から辞任を申し出る内容となっております。参考までにご報告をいたします。辞任理由の中の4行目に、会議に出席しましたが途中退席の上倒れてしまいましたとあります。平成30年9月25日開催の第5回総会において、体調不良によりご本人が退席をされていた経緯がございます。併せて辞任に関する法律の説明となります。次のページをご覧ください。議案第6号資料となります。農業委員会等に関する法律の抜粋となります。委員の任命 第8条第1項により、市長が市議会の同意を得て任命をしておるものでございます。そして、今回の辞任は委員等の辞任第13条、委員は正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができるに該当するものとし、先ほどご報告を致しました辞任理由を正当な事由と認め、第1回運営委員会においてご協議をいただき、辞任の同意についての決定がされ、本日の総会への提案となるものです。また、農業委員会委員の退任日を、ご本人の意思を尊重して辞任願のとおり平成31年4月30日迄とする議案とさせていただきます。なお、参考でございます。委員の罷免第11条及び委員の失職第12条とございますが、今回は該当しないという事で、進めさせていただきます。以上となります。

### 議長（山本会長）

八幡平市農業委員会委員の辞任経過の説明が終わりました。議案第6号「農業委員会委員の辞任に関し同意を求めることについて」を議題とします。事務局より内容の説明を求めます。

### 事務局（立花事務局長補佐）

（提案理由朗読後、内容説明）

以上となります。ご審議をお願いいたします。

**議長（山本会長）**

以上で説明が終わりました。これより、議案第6号について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

**議長（山本会長）**

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第6号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

**議長（山本会長）**

起立全員です。お座りください。

（全員着席）

**議長（山本会長）**

よって、議案第6号「農業委員会委員の辞任に関し同意を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

**6 閉会（14時43分）**

**議長（山本会長）**

本件をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了致しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、平成31年度第1回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

**事務局（遠藤事務局長）**

ご起立願います。

相互に礼をお願いします。

「礼」。

ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年5月24日

会 長 \_\_\_\_\_

1 番 委 員 \_\_\_\_\_

2 番 委 員 \_\_\_\_\_

# 平成31年度

## 第1回八幡平市農業委員会総会

日 時 平成31年4月23日（火）午後1時30分～  
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

### 次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 会期の決定
- 4 報 告
  - (1) 第1回運営委員会報告
  - (2) 農地法に関する業務報告
- 5 議 事
  - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
  - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
  - 議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
  - 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
  - 議案第5号 農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて
  - 議案第6号 農業委員会委員の辞任に関し同意を求めることについて
- 6 閉 会